

6 県税の税率等の変遷

| 区 分 | 昭和25年度 | 昭和26年度 | 昭和27年度 | 昭和28年度 | 昭和29年度 | 昭和30年度 | 昭和31年度 | 昭和32年度 | 昭和33年度 | 昭和34年度 | 昭和36年度 | 昭和37年度 | 昭和39年度 |
|-------------|----------|--|--------|------------------|---|--|-------------------|--|---|-------------------|--|--|--------------------|
| 県 民 税 率 | 個人 | | | | (創設) (均等割) 年100円 (所得割) 所得税の5% | | (所得割) 5.5% | (所得割) 6% | (所得割) 7.5% | (所得割) 8% | | (所得割) 150万円以下 2% 150万円超 4% | |
| | 法人 | | | | (創設) (均等割) 年600円 (法人税割) 所得税の5% | (法人税割) 5.4% | | | | | | | |
| | 利子割 | | | | | | | | | | | | |
| | 配当割 | | | | | | | | | | | | |
| | 株式等譲渡所得割 | | | | | | | | | | | | |
| 個 人 事 業 税 率 | 事業主控除等 | (免税点) 25,000円 | | (基礎控除) 年 38,000円 | (基礎控除) 年 50,000円 | (基礎控除) 年 70,000円 | (基礎控除) 年 100,000円 | (基礎控除) 年 120,000円 | | (基礎控除) 年 200,000円 | 事業主控除と名称変更 | | (事業主控除) 年 220,000円 |
| | 税率 | 第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8% | | 助産婦等 4% | 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% | | | 第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8% | | | | 第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦事業 3% | |
| | 事業専従者控除等 | | | | 特別所得税を事業税第3種事業とした。 | | | (事業専従者控除)(青色) 年80,000円 | | | | (事業専従者控除)(白色) 年50,000円 | |
| | 税率 | 普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6% | | | 普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5% | 普通法人 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等500万円以上の法人の所得及び清算所得 12% | | 普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び清算所得 12% | 普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び清算所得 8% | | 普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年150万円超及び清算所得 8% | 普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超及び清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び清算所得 8% | |
| その他 | | 申告納付制度を採用した。 | | | 生命保険事業を収入金額課税とし、運送業(地方鉄軌道事業を除く)を所得課税とした。 | 損害保険事業を収入金額課税とした。 | | 地方鉄軌道事業を所得課税とした。 | | | | | |

| 区 分 | 平成12年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------------|----------------------------|--|--|--|-----------------------|--|---|
| 県 民 税 率 | 個人 | | | (所得割) 4% | | | | (均等割) 年 1,500円 |
| | 法人 | | | | | | | (法人税割) 4.0% ただし、資本の金額又は出資金額が1億円以下で 法人税額が1千万円以下の法人 3.2% ※平成26年10月1日以降に開始する事業年度分に適用 する。 |
| | 利子割 | | | | | | | |
| | 配当割 | | (創設) 3% (平成21年4月1日から5%) | | 3% (平成24年1月1日から5%) | 3% (平成26年1月1日から5%) | 5% | |
| | 株式等譲 渡所得割 | | (創設) 3% (平成21年1月1日から5%) | | 3% (平成24年1月1日から5%) | 3% (平成26年1月1日から5%) | 5% | |
| 業 税 率 | 事業主控 除等 | (事業主控除) 年 2,900,000円 | | | | | | |
| | 個人 税率 | | | 第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% あん摩・マッサージ 事業 3% | | | | |
| | 事業専従 者控除等 | | | | | | | |
| | 法人 税率 | | 外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 7.2% 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3% 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 6.6% その他の法人 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超及び清算所得 9.6% 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 9.6% | | 外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割 年400万円以下 3.8%(1.5%) 年400万円超800万円以下 5.5%(2.2%) 年800万円超及び清算所得 7.2%(2.9%) 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 7.2%(2.9%) 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.7%) 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(2.7%) 年400万円超及び清算所得 6.6%(3.6%) 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 6.6%(3.6%) その他の法人 400万円以下 5%(2.7%) 400万円超800万円以下 7.3%(4.0%) 800万円超及び清算所得 9.6%(5.3%) 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 9.6%(5.3%) | | 外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割 年400万円以下 3.8%(1.5%)<2.2%> 年400万円超800万円以下 5.5%(2.2%)<3.2%> 年800万円超 7.2%(2.9%)<4.3%> 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 7.2%(2.9%)<4.3%> 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.7%)<0.9%> 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(2.7%)<3.4%> 年400万円超 6.6%(3.6%)<4.6%> 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 6.6%(3.6%)<4.6%> その他の法人 400万円以下 5%(2.7%)<3.4%> 400万円超800万円以下 7.3%(4.0%)<5.1%> 800万円超 9.6%(5.3%)<6.7%> 3以上の都道府県に事務所等を有 する法人で資本金等1千万円以上 の法人の所得 9.6%(5.3%)<6.7%> | ※本則税率とし、() は、平成20年10月1日～平成 26年9月30日に開始する事業年度に、< >内は、平成 26年10月1日～平成27年3月31日に開始する事業年度 に適用する。 |
| その他 | | | | | ※() は、平成20年10月1日以降に開始す る事業年度に適用 | | | |

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | |
|---|--|--|---|---|--|
| 個人 法人 税率 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 | | | | | |
| | (均等割) 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額 ※その額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額 | | (法人税割) 1.8% ただし、資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が1千万円以下の法人 1.0% ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度分に適用する。 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 事業 個人 税率 事業専従者控除等 税率 法人 その他 | 事業主控除等 | | | | |
| | 税率 | | | | |
| | 事業専従者控除等 | | | | |
| | 税率 | 外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 0.72% ・資本割 0.3% ・所得割 年400万円以下 3.1%(1.6%) 年400万円超800万円以下 4.6%(2.3%) 年800万円超 6.0%(3.1%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 6.0%(3.1%) 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.9%) 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(3.4%) 年400万円超 6.6%(4.6%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 6.6%(4.6%) その他の法人 400万円以下 5%(3.4%) 400万円超800万円以下 7.3%(5.1%) 800万円超 9.6%(6.7%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 9.6%(6.7%) | 外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 1.2% ・資本割 0.5% ・所得割 年400万円以下 1.9%(0.3%) 年400万円超800万円以下 2.7%(0.5%) 年800万円超 3.6%(0.7%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 3.6%(0.7%) 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.3%(0.9%) 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 5%(3.4%) 年400万円超 6.6%(4.6%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 6.6%(4.6%) その他の法人 400万円以下 5%(3.4%) 400万円超800万円以下 7.3%(5.1%) 800万円超 9.6%(6.7%) 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 9.6%(6.7%) | 外形標準課税の対象となる法人 ・付加価値割 1.2% ・資本割 0.5% ・所得割 年400万円以下 0.4% 年400万円超800万円以下 0.7% 年800万円超 1.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 1.0% 外形標準課税の対象とならない法人 収入金課税法人 1.0% 所得課税法人 特別法人 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 4.9% その他の法人 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 7.0% | 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人 【資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人】 ・収入割 0.75% ・付加価値割 0.37% ・資本割 0.15% 【その他の法人】 ・収入割 0.75% ・所得割 1.85% 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く）、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人 ・収入割 1.0% 電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業以外の事業を行う法人 【資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人】 ・付加価値割 1.2% ・資本割 0.5% ・所得割 年400万円以下 0.4% 年400万円超800万円以下 0.7% 年800万円超 1.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得 1.0% 【その他の法人】 （うち、特別法人） 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 4.9% （うち、特別法人以外の法人） 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 3以上の都道府県に事務所等を有する法人で資本金等1千万円以上の法人の所得 7.0% ※令和2年4月1日以降に開始する事業年度に適用する。 |
| | その他 | ※本則税率とし、（ ）内は、平成27年4月1日～平成28年3月31日に開始する事業年度に適用する。 | ※本則税率とし、（ ）内は、平成28年4月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度に適用する。 | ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度に適用する。 | |

| 区 分 | 昭和25年度 | 昭和27年度 | 昭和29年度 | 昭和30年度 | 昭和31年度 | 昭和32年度 | 昭和36年度 | 昭和37年度 | 昭和39年度 | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 昭和46年度 | 昭和47年度 |
|---|---|-------------------------------|--|--|--|--|--------------------------------|---------------------------|---|--------|------------|----------------------------|--|
| 不動産取得税 | | | (創設) (税率) 3% | (住宅控除(建築)) 100万円 (新築住宅用土地の 税額控除) 1.8万円 (免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円 | | | | | (住宅控除(建築)) 150万円 (新築住宅用土地の 税額控除) 4.5万円 又は一定の算式に より求められる額を 減額 (免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円 | | | | |
| 県たばこ税 (県たばこ消費税) | | | (創設) (税率) 5/115 | | (税率) 8% | | | (税率) 9% 課税標準を改正 した。 | | | (税率) 10.3% | | |
| ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税) (地方税としての 入場税を含む) | (入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100% | (入場税) 税率を従前の1/2 に引き下げた。 | 入場税を国税に移譲し、 第3種の施設の利用に 対し娯楽施設利用税を 課することとした。 ① 料金課税の税率 舞踊場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技 の施設利用 10% ② 外形課税(月額)税率 ばちんこ場1台 150円 まあじゃん場1台 500円 たまつき場1台 1,000円 | | ゴルフ場に対し 定額課税を採用 した。 1人1日 200円 | ①料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% ②ゴルフ場の定額 課税の税率 400円 | 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10% | | ①ゴルフ場の定額課 税の税率 1人1日 600円 ②①のうちゴルフ場 所在市町村に対し て 1/6交付 | | | ゴルフ場所在市町 村に対して 1/3交付 | ゴルフ場(ゴルフ場 に類する施設を含 む)に対する課税を 定額課税に統一 (税率) 1人1日 600円 |

| 区 分 | 昭和48年度 | 昭和51年度 | 昭和52年度 | 昭和55年度 | 昭和56年度 | 昭和58年度 | 昭和60年度 | 平成元年度 | 平成9年度 | 平成11年度 | 平成15年度 | 平成18年度 |
|---|---|---------------------|--|---|---|--------|---|---|--|--|--|---|
| 不動産取得税 | (住宅控除(建築)) 230万円 (免税点) 土地 10万円 家屋 23万円 家屋(その他) 12万円 | (住宅控除(建築)) 350万円 | | (住宅控除(既存)) 既存住宅が新築された時において控除するものとされていた額 (既存住宅用土地の税額控除) 4.5万円 又は一定の算式により求められる額を減額 | (税率) 4% (昭和61年6月30日までの住宅の取得については3%) (住宅控除(建築)) 420万円 | | (住宅控除(建築)) 450万円 | (住宅控除(建築)) 平成元年4月1日以後の取得について 1,000万円 | (住宅控除(建築)) 1,200万円 | | H15.4.1～ H18.3.31までの 取得分は税率3% | 住宅及び土地 H18.4.1～ H21.3.31までの 取得分は税率3% 住宅以外の家屋 H18.4.1～ H20.3.31までの 取得分は税率3.5% |
| 県たばこ税 (県たばこ消費税) | | | | | | | 従価割 8.1/100 従量割 1,000本につき 200円 | 県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の 売渡し分の従価割廃止 (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円 | (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の 紙巻たばこ 1,000本につき 329円 | H11.5.1～ (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の 紙巻たばこ 1,000本につき 413円 | H15.7.1～ (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の 紙巻たばこ 1,000本につき 461円 | H18.7.1～ (税率) 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の 紙巻たばこ 1,000本につき 511円 |
| ゴルフ場利用税 (娯楽施設利用税) (地方税としての 入場税を含む) | ゴルフ場(ゴルフ場 に類する施設を含む) の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/2交付 | | ①ゴルフ場(ゴルフ 場に類する施設を 含む)の税率 1人1日 1,000円 ②外形課税(月額) 税率 ばちんこ 1台 250円 まあじやん場 1台 750円 たまつき場 1台 1,200円 | | ①ゴルフ場(ゴルフ 場に類する施設を 含む)の税率 1人1日 1,100円 ②外形課税(月額) 税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじやん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円 | | | ①名称がゴルフ場利用税 に変更された。 ②課税対象施設がゴルフ 場に限定された。 ③標準税率 1人1日 800円 ④ゴルフ場所在市町村に 対して 7/10交付 | | | | |

| 区 分 | 昭和25年度 | 昭和28年度 | 昭和29年度 | 昭和31年度 | 昭和32年度 | 昭和33年度 | 昭和34年度 | 昭和36年度 | 昭和37年度 | 昭和39年度 | 昭和40年度 | 昭和43年度 | 昭和44年度 |
|------------------------------------|--|--|--|---|--------------------------|--|--|---|---|---------------------------|--------|-------------------------------------|---------------|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日廃止 | | | | | | | | | | | | (創設) (税率) 3% (免税点) 10万円 | (免税点) 15万円 |
| 軽油引取税 | | | | (創設) (税率) 1klにつき 6,000円 | (税率) 1klにつき 8,000円 | | (税率) 1klにつき 10,400円 | (税率) 1klにつき 12,500円 | | (税率) 1klにつき 15,000円 | | | |
| 自動車税(種別制) ※令和元年9月30日 までは自動車税 | (税率) 普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及び バス 10,000円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円 | (税率) 普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円 | (税率) 普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円 | トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率を「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げた。 | | 二輪小型 自動車及 び軽自動 車を市町 村税の軽 自動車の 課税客体 とした。 | (税率) 普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円 | (税率) 小型自動車 乗用車 自家用 1.5ℓ以下 12,000円 1.5ℓ超1.5ℓ以下 14,000円 1.5ℓ超 16,000円 営業用 1.5ℓ以下 6,000円 1.5ℓ超1.5ℓ以下 7,000円 1.5ℓ超 8,000円 | (税率) 普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1.5ℓ以下 18,000円 1.5ℓ超1.5ℓ以下 21,000円 1.5ℓ超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円 | | | | |

| 区 分 | 昭和47年度 | 昭和48年度 | 昭和49年度 | 昭和50年度 | 昭和51年度 | 昭和52年度 | 昭和54年度 | 昭和59年度 | 昭和61年度 | 昭和62年度 | 昭和63年度 |
|--|--|-----------------------------|---|---|--|---|---|---------------------------------------|---|--|---|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日廃止 | | (税率) 低公害車に あつては 1% | (税率) 軽自動車 } 3% 営業用自動車 (2%) 自家用自動車 } 5% (4%) 低公害車は()書 (免税点) 30万円 | (税率) 51年規制適 合車及び電 気自動車は2 /100を控除 した率 | (税率) 51年規制適合車は1/100 電気自動車は 2/100 をそれぞれ控除した率 | (税率) 53年規制適合車 は0.25/100を 控除した率 | | | (税率) メタノール自動 車に係る軽減措 置 2%を控除した率 | (税率) 63年規制適合車 の軽減措置 62.4.1~ 63.11.30 の取得は0.25% 63.12.1~ 64.4.30 の取得は0.125% をそれぞれ控除 した率 | (税率) 64年規制適合車 の軽減措置 63.4.1~ 64.9.30 の取得は0.25% 64.10.1~ 65.2.28 の取得は0.125% をそれぞれ控除 した率 |
| 軽油引取税 | | | | | (税率) 1klにつき 19,500円 51.4.1適用 | | (税率) 1klにつき 24,300円 54.6.1適用 | | | | |
| 自動車税(種別 制) ※令和元年9月30日 までは自動車税 | (税率) バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円 | | | | (税率) 普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1.5%以下 23,500円 1.5%超1.5%以下 27,500円 1.5%超 31,500円 営業用 1.5%以下 7,000円 1.5%超1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 トラック 4ト超5ト以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 51年規制適合車及び電気自動車については、50年度の税率に据え置いた。 | (税率) 普通自動車 自家用 3%以下 71,000円 3%超6%以下 77,000円 6%超 129,000円 営業用 3%以下 24,000円 3%超6%以下 26,000円 6%超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1%以下 25,500円 1%超1.5%以下 30,000円 1.5%超 34,500円 トラック 自家用 4ト超5ト以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 | (税率) 普通自動車 自家用 3%以下 81,500円 3%超6%以下 88,500円 6%超 148,500円 営業用 3%以下 25,000円 3%超6%以下 27,500円 6%超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1%以下 29,500円 1%超1.5%以下 34,500円 1.5%超 39,500円 営業用 1%以下 7,500円 1%超1.5%以下 8,500円 1.5%超 9,500円 トラック 4ト超5ト以下 自家用 22,000円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円 | (税率) メタノール自動 車に係る税率の 軽減措置の創設 | | | |

| 区 分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------------------------------------|---|--|--|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止 | (税率) ・暫定税率の失効(20.4.1～20.4.30) ・車両総重量12tを超えるディーゼルバス・トラック等で平成21年排出ガス規制適合車かつ平成27年度重量車燃費基準達成車 (20.5.1～21.9.30)は2%控除した車、 21.10.1～22.3.31は1%控除した車) ・車両総重量3.5tを超え12t以下のディーゼルバス・トラック等で平成21年排出ガス規制適合車かつ平成27年度重量車燃費基準達成率は2%を控除した車 (20.5.1～22.3.31) ・平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車 (20.5.1～21.9.30)は1%を控除した車、21.10.1～22.3.31は0.5%を控除した車 (課税標準) 一定の基準を満たす低燃費自動車は、取得価額から下記金額を控除した額が課税標準(20.5.1～22.3.31) ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなる、燃費基準25%以上向上……………30万円 ・平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなる、燃費基準15%以上向上……………15万円 | (税率) ・電気自動車の新車は非課税、中古車は2.7%を控除した車(21.4.1～24.3.31) ・次の天然ガス自動車の新車は非課税、中古車は2.7%を控除した車(21.4.1～24.3.31) ・車両総重量3.5t以下…平成17年排出ガス基準75%以上低減 ・車両総重量3.5t超…平成17年排出ガス基準10%以上低減 ・プラグインハイブリッド自動車の新車は非課税、中古車は2.4%を控除した車(21.4.1～24.3.31) ・次のハイブリッド自動車(バス・トラック)の新車は非課税、中古車は2.7%を控除した車(21.4.1～24.3.31) …平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、平成22年度燃費基準25%以上向上 ・車両総重量3.5t超…平成17年排出ガス基準(N0xまたはPM)10%以上低減かつ、平成27年度重量車燃費基準達成 ・次のハイブリッド自動車(バス・トラック以外)の新車は非課税、中古車は1.0%を控除した車(21.4.1～24.3.31) …平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、燃費基準25%以上向上 ・平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車の新車は非課税 (21.4.1～24.3.31) ・平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、燃費基準25%以上向上の新車は税率を75%軽減(21.4.1～24.3.31) ・平成17年排出ガス基準75%以上低減かつ、燃費基準15%以上向上の新車は税率を50%軽減(21.4.1～24.3.31) ・平成21年排出ガス規制適合車かつ、平成27年度重量車燃費基準達成(車両総重量3.5t超ディーゼル車)の新車は税率を75%軽減(21.4.1～24.3.31) ・平成17年排出ガス基準(N0xまたはPM)10%以上低減かつ、平成27年度重量車燃費基準達成(車両総重量3.5t超ディーゼル車)の新車は税率を50%軽減(21.4.1～24.3.31) | (税率) ・平成21年排出ガス規制適合のディーゼル乗用車の中古車は0.5%を控除した車(22.4.1～22.8.31) ・次の平成21年排出ガス規制適合車かつ、平成27年度重量車燃費基準達成(車両総重量3.5t超ディーゼル車)の中古車 (車両総重量12t以下…2.0%控除した車(22.4.1～22.9.30)、 1.0%控除した車(22.10.1～22.8.31)) ・車両総重量12t超…1.0%控除した車(22.4.1～22.8.31) ・ディーゼル自動車の新車で平成21年排出ガス規制適合車かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バスは税率を75%軽減(22.4.1～24.3.31)、中古車は1.0%控除した車(22.4.1～22.8.31) ・ガソリン自動車の新車で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バスは税率を75%軽減(22.4.1～24.3.31) ・ガソリン自動車の新車で平成17年排出ガス基準50%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バスは税率を50%軽減(22.4.1～24.3.31) (課税標準) 次の燃費費自動車(中古車)に係る課税標準の特例措置(22.4.1～24.3.31) ・ガソリン自動車(乗用車)で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成22年度燃費基準25%以上向上……………取得価額から30万円を控除 ・ガソリン自動車(乗用車)で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成22年度燃費基準15%以上向上……………取得価額から15万円を控除 ・ガソリン自動車で平成17年排出ガス基準75%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バス……………取得価額から30万円を控除 ・ガソリン自動車で平成17年排出ガス基準50%以上軽減かつ、平成27年度燃費基準達成(車両総重量2.5t超3.5t以下)のトラック、バス……………取得価額から15万円を控除 |
| 軽油引取税 | (税率) ・暫定税率の失効により、 1klにつき 15,000円(H20.4.1～4.30) ・当分の間税率施行後、 1klにつき 32,100円(H20.5.1～) | | |
| 自動車税(種別割) ※令和元年9月30日 までは自動車税 | (税率) グリーン化制度の改正 ① 軽 課 平成20年度及び21年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減 ・電気自動車 ……概ね50%軽減 ・次に掲げる天然ガス自動車 ……概ね50%軽減 ・車両総重量3.5t以下：平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよいもの ・車両総重量3.5t超：平成17年排出ガス規制値より10%以上N0x低減 ・17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなる、かつ、燃費基準25%以上向上 ……概ね50%軽減 ・17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなる、かつ、燃費基準15%以上向上 ……概ね25%軽減 ② 重 課 新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%重課 ・ガソリン車・LPG車 ……14年 (平成8年度までに登録したもの) ・ディーゼル車 ……12年 (平成10年度までに登録したもの) | (税率) グリーン化制度の改正 ① 軽 課 平成22年度及び平成23年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減 ・電気自動車 ……概ね50%軽減 ・次に掲げる天然ガス自動車 ……概ね50%軽減 ・車両総重量3.5t以下：平成17年排出ガス規制値より75%以上性能がよいもの ・車両総重量3.5t超：平成17年排出ガス規制値より10%以上N0x低減 ・プラグインハイブリッド自動車 ……概ね50%軽減 ・17年排出ガス規制値より75%以上性能がよくなる、かつ、燃費基準25%以上向上 ……概ね50%軽減 ② 重 課 新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%重課 ・ガソリン車・LPG車 ……14年 (平成10年度までに登録したもの) ・ディーゼル車 ……12年 (平成12年度までに登録したもの) | |
| 自動車税(環境性能割) ※令和元年10月1日 から | | | |

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
|------------------------------------|--|--|--|--|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止 | <p>1 エコカー減税（新車新規登録時の税率の特例（24.4.1～27.3.31））</p> <p>(1) 電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排ガ規制10%低減）⇒非課税</p> <p>(2) プラグインハイブリッド自動車⇒非課税</p> <p>(3) ハイブリッド乗用車（平成21年排ガ規制適合の乗用車）⇒非課税</p> <p>(4) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック）※⇒非課税</p> <p>(5) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック）※⇒税率を75%軽減</p> <p>(6) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車、車両総重量2.5t以下のバス・トラック）※⇒税率を50%軽減</p> <p>(7) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒非課税</p> <p>(8) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を75%軽減</p> <p>(9) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成ガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を50%軽減</p> <p>(10) 平成17年排ガ規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を75%軽減</p> <p>(11) 平成17年排ガ規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を50%軽減</p> <p>(12) 平成21年排ガ規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成ハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒非課税</p> <p>(13) 平成21年排ガ規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成ハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を75%軽減</p> <p>(14) 平成21年排ガ規制10%低減かつ平成27年度燃費基準達成ハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を50%軽減</p> <p>(15) 平成21年排ガ規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成ハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を75%軽減</p> <p>(16) 平成21年排ガ規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成ハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒税率を50%軽減</p> <p>(17) 平成21年排ガ規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成ハイブリッド車（車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック）⇒非課税</p> <p>(18) 平成21年排ガ規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成ハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を75%軽減</p> | <p>(19) 平成21年排ガ規制10%低減かつ平成27年度燃費基準達成ハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を50%軽減</p> <p>(20) 平成21年排ガ規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成ハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を75%軽減</p> <p>(21) 平成21年排ガ規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成ハイブリッド車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）⇒税率を50%軽減</p> <p>※100%以上の燃費値を算定していない自動車については、10・15t+による燃費値により算定する。</p> <p>2 中古車特例（中古新規登録時の課税標準の特例（24.4.1～27.3.31））</p> <p>上記の(1)～(11)、(17)～(21)に該当する自動車について、課税標準額の算定に係る取得価額から次の区分による金額を控除する（(17)～(21)については、ハイブリッド車に限定する。）。</p> <p>(1) エコカー減税の場合に非課税となるもの⇒45万円</p> <p>(2) エコカー減税の場合に税率が75%軽減されるもの⇒30万円</p> <p>(3) エコカー減税の場合に税率が50%軽減されるもの⇒15万円</p> <p>3 ハイブリッド・ASV特例（新車新規登録時の課税標準の特例（24.4.1～27.3.31（※）））</p> <p>(1) ノスタルパバス⇒取得価額から1,000万円控除</p> <p>(2) ワイ付きバス（乗車定員30人以上）⇒取得価額から650万円控除</p> <p>(3) ワイ付きバス（乗車定員30人未満）⇒取得価額から200万円控除</p> <p>(4) ゴルフカート⇒取得価額から100万円控除</p> <p>(5) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量8t超22t以下のトラック）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(6) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量2t超のトラック、13t超のけん引車）⇒取得価額から350万円控除</p> <p>※(6)の自動車については、25.4.1～26.10.31</p> | <p>（課税標準）</p> <p>ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）特例の追加 （新車新規登録時の課税標準の特例（25.4.1～27.3.31（※）））</p> <p>(1) 車両総重量12t超22t以下の乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(2) 車両総重量12t超かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>※(2)の自動車については、25.4.1～26.10.31</p> | <p>1 税率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用自動車 5% ⇒ 3% ・ 貨車用自動車 5% ⇒ 2% ・ 軽自動車 3% ⇒ 2% <p>2 エコカー減税（新車新規登録時の税率の特例（24.4.1～27.3.31））における税率の軽減割合の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 75%軽減 ⇒ 80%軽減 ・ 50%軽減 ⇒ 60%軽減 |
| 軽油引取税 | | | | |
| 自動車税（種別割） ※令和元年9月30日 までは自動車税 | <p>（税率）</p> <p>グリーン化制度の改正</p> <p>1 軽 種 平成24年度及び平成25年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽課</p> <p>(1) 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排ガ規制0x10%以上低減）⇒概ね50%軽減</p> <p>(2) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（※）⇒概ね50%軽減</p> <p>(3) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成車（※）⇒概ね50%軽減</p> <p>(4) 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成車（※）⇒概ね25%軽減</p> <p>※100%以上の燃費値を算定していない自動車については、10・15t+による燃費値により算定する。</p> <p>その場合、「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+10%達成」を「平成22年度燃費基準+38%達成」と、「平成27年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+25%達成」とそれぞれ読み替える。</p> <p>2 重 課 新車新規登録から下記の期間を経過する日の属する年度以降、概ね10%重課</p> <p>(1) ガソリン車、LPG車（平成12年度までに登録したもの）⇒14年</p> <p>(2) ハイブリッド車（平成14年度までに登録したもの）⇒12年</p> | | <p>（税率）</p> <p>グリーン化制度（軽課）の改正</p> <p>平成26年度及び平成27年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽課</p> <p>(1) 税率を概ね75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・ プラグインハイブリッド自動車 ・ 天然ガス自動車（平成21年排ガ規制0x10%以上低減） ・ ハイブリッド乗用車 <p>平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車（平成32年度燃費基準を達成している自動車に限る）</p> <p>(2) 税率を概ね50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ・ 平成22年度燃費基準を達成していない自動車 ・ 平成17年排ガ規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 | |
| 自動車税（環境性能割） ※令和元年10月1日 から | | | | |

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------------------------------|---|--|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止 | <p>(1) ニコカー減税(新車新規登録時の税率の特例(27.4.1～29.3.31))</p> <p>(1) 電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排気量1000cc以下)⇒税率を60%軽減</p> <p>(2) プラグインハイブリッド自動車⇒税率を50%軽減</p> <p>(3) ハイブリッド乗用車(平成17年排気量1700cc以下)⇒税率を40%軽減</p> <p>(4) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成32年度燃費基準+20%達成770cc車(乗用車)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(5) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成32年度燃費基準+10%達成770cc車(乗用車)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(6) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成32年度燃費基準+25%達成770cc車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(7) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+20%達成770cc車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(8) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+20%達成770cc車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(9) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+15%達成770cc車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(10) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+10%達成770cc車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(11) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+5%達成770cc車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)(※) ⇒税率を60%軽減</p> <p>(12) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+15%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(13) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+10%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(14) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+5%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(15) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+5%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(16) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+15%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(17) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+10%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(18) 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+5%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> <p>(19) 平成21年排気量1000cc以下かつ平成27年度燃費基準+15%達成770cc車(車両総重量2.5t以上のバス・トラック) ⇒税率を40%軽減</p> | <p>2 中古車特例(中古車新規登録時の税率の特例(27.4.1～29.3.31))</p> <p>上記の(1)～(18)、(26)～(32)に該当する自動車について、課税標準額の算定に係る取得価額から次の区分による金額を控除する(28)～(32)については、ゼロ円(770cc以下)車に限る。</p> <p>(1) ニコカー減税の場合に控除されるもの⇒45万円</p> <p>(2) ニコカー減税の場合に控除されるもの⇒25万円</p> <p>(3) ニコカー減税の場合に控除されるもの⇒25万円</p> <p>(4) ニコカー減税の場合に控除されるもの⇒15万円</p> <p>(5) ニコカー減税の場合に控除されるもの⇒0万円</p> <p>3 プラグインハイブリッド乗用車(新車新規登録時の課税標準の特例(27.4.1～29.3.31)(※))</p> <p>(1) プラグインハイブリッド乗用車⇒取得価額から1,000万円控除</p> <p>(2) 770cc以下(乗車定員30人以上) ⇒取得価額から650万円控除</p> <p>(3) 770cc以下(乗車定員30人未満) ⇒取得価額から200万円控除</p> <p>(4) エンジン・EV併用車⇒取得価額から100万円控除</p> <p>(5) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量5tを超え4t以下のトラック) ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(6) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量4tを超え2t以下のトラック) ⇒取得価額から550万円控除</p> <p>(7) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量2tを超え2t以下のトラック) ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(8) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) 車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から350万円控除</p> <p>(9) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両または車両安定性制御装置搭載車両) 車両総重量5tを超え4t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から550万円控除</p> <p>(10) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量3.5tを超え4t以下のトラック) ⇒取得価額から525万円控除</p> <p>(11) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量4tを超え2t以下のトラック) ⇒取得価額から525万円控除</p> <p>(12) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量2tを超え2t以下のトラック) ⇒取得価額から525万円控除</p> <p>(13) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量4tを超え2t以下のトラック) ⇒取得価額から550万円控除</p> <p>(14) ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両及び車両安定性制御装置搭載車両) 車両総重量4tを超え2t以下かつ乗車定員10人以上で空席のない乗用車・バス ⇒取得価額から525万円控除</p> |
| 軽油引取税 | | |
| 自動車税(種別割) ※令和元年9月30日 までは自動車税 | <p>(税率)</p> <p>グリーン化制度(直課)の改正</p> <p>新車新規登録から下記の期間を経過する日属する年度以降、概ね15%直課</p> <p>(1) 770cc車、1500cc車(年毎15%直率で登録したもの) ⇒15年</p> <p>(2) 770cc以下(平成15年度までに登録したもの) ⇒11年</p> <p>(注1)バス(一般乗用車を除く。)及び770cc(登録引率を除く。)</p> <p>については、税率を「概ね10%直率」のままで算定する</p> <p>(注2)電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、一般乗用バス及び接けん引車は対象から除く。</p> | <p>(税率)</p> <p>グリーン化制度(経課)の改正</p> <p>平成28年度に新車新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り直課</p> <p>(1) 税率を概ね75%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車(燃料電池自動車を含む) プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車(平成21年排気量1000cc以上低減) 770cc以下770cc乗用車 平成17年排気量1700cc以下かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 <p>(2) 税率を概ね50%軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年排気量1700cc以下かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 |
| 自動車税(環境性能割) ※令和元年10月1日 から | | |

| 区 分 | | 平成29年度 | | | | |
|----------------------------|-------------------------------|--|---|---|---|---|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止 | | (1) エコカー減税(新車新規登録時の税額の特例(※29.4.1～31.3.31)※) (1) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排気量削減又は平成21年排気量削減) (2) プラグインハイブリッド自動車(※1)※ (3) ハイブリッド乗用車(平成30年排気量削減又は平成21年排気量削減) (4) 電気自動車(※1)※ (5) エコカー減税(※1)※ (6) エコカー減税(※2)※ (7) エコカー減税(※3)※ (8) エコカー減税(※4)※ (9) エコカー減税(※5)※ (10) エコカー減税(※6)※ (11) エコカー減税(※7)※ (12) エコカー減税(※8)※ (13) エコカー減税(※9)※ (14) エコカー減税(※10)※ (15) エコカー減税(※11)※ (16) エコカー減税(※12)※ (17) エコカー減税(※13)※ (18) エコカー減税(※14)※ (19) エコカー減税(※15)※ (20) エコカー減税(※16)※ | (21) エコカー減税(※1)※ (22) エコカー減税(※2)※ (23) エコカー減税(※3)※ (24) エコカー減税(※4)※ (25) エコカー減税(※5)※ (26) エコカー減税(※6)※ (27) エコカー減税(※7)※ (28) エコカー減税(※8)※ (29) エコカー減税(※9)※ (30) エコカー減税(※10)※ (31) エコカー減税(※11)※ (32) エコカー減税(※12)※ (33) エコカー減税(※13)※ (34) エコカー減税(※14)※ (35) エコカー減税(※15)※ (36) エコカー減税(※16)※ (37) エコカー減税(※17)※ (38) エコカー減税(※18)※ (39) エコカー減税(※19)※ (40) エコカー減税(※20)※ | (21) エコカー減税(※1)※ (22) エコカー減税(※2)※ (23) エコカー減税(※3)※ (24) エコカー減税(※4)※ (25) エコカー減税(※5)※ (26) エコカー減税(※6)※ (27) エコカー減税(※7)※ (28) エコカー減税(※8)※ (29) エコカー減税(※9)※ (30) エコカー減税(※10)※ (31) エコカー減税(※11)※ (32) エコカー減税(※12)※ (33) エコカー減税(※13)※ (34) エコカー減税(※14)※ (35) エコカー減税(※15)※ (36) エコカー減税(※16)※ (37) エコカー減税(※17)※ (38) エコカー減税(※18)※ (39) エコカー減税(※19)※ (40) エコカー減税(※20)※ | (21) エコカー減税(※1)※ (22) エコカー減税(※2)※ (23) エコカー減税(※3)※ (24) エコカー減税(※4)※ (25) エコカー減税(※5)※ (26) エコカー減税(※6)※ (27) エコカー減税(※7)※ (28) エコカー減税(※8)※ (29) エコカー減税(※9)※ (30) エコカー減税(※10)※ (31) エコカー減税(※11)※ (32) エコカー減税(※12)※ (33) エコカー減税(※13)※ (34) エコカー減税(※14)※ (35) エコカー減税(※15)※ (36) エコカー減税(※16)※ (37) エコカー減税(※17)※ (38) エコカー減税(※18)※ (39) エコカー減税(※19)※ (40) エコカー減税(※20)※ | (13)ASV(車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から175万円控除(※30.4.1～31.3.31) (14)ASV(車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量1t超かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から175万円控除 (15)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (16)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (17)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (18)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (19)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (20)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (21)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (22)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (23)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (24)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (25)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除 (26)ASV(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除(※30.4.1～31.3.31) (27)ASV(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除(※30.4.1～31.3.31) (28)ASV(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除(※30.4.1～31.3.31) (29)ASV(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量3.5t超8t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除(※30.4.1～31.3.31) (30)ASV(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車載逃脫装置搭載車両)(車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立座のない乗用車・バス)⇒取得価額から525万円控除(※30.4.1～31.3.31) |
| | 自動車税(種別割) ※令和元年10月1日 から | | | | | |

| 区 分 | 令和元年度 | 令和元年度 |
|------------------------------------|--|---|
| 自動車取得税 ※令和元年3月30日 廃止 | 1 ニュルカー減税(初回新規登録時の税率の特例(規.4.1～規.9.30)) (1) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排)「規制適合又は平成21年排」規制10%低減 ⇒非課税 (2) アイドリングストップ自動車 ⇒非課税 (3) ハイブリッド車(平成30年排)「規制適合又は平成21年排」規制適合 ⇒非課税 (4) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 (乗用車) (※2) ⇒非課税 (5) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 (乗用車) (※2) ⇒税率を20%軽減 (6) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 (乗用車) (※2) ⇒税率を50%軽減 (7) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 (乗用車) (※2) ⇒税率を60%軽減 (8) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成? 「ガ」車 (乗用車) (※2) ⇒税率を20%軽減 (9) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成? 「ガ」車 (乗用車) (※2) ⇒税率を20%軽減 (10) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成LPG車 (乗用車) (※2) ⇒税率を50%軽減 (11) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成LPG車 (乗用車) (※2) ⇒税率を60%軽減 (12) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成LPG車 (乗用車) (※2) ⇒税率を60%軽減 (13) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 (乗用車) (※2) ⇒税率を20%軽減 (14) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+25%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t以上のバス・トラック) (※3) ⇒非課税 (15) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t以上のバス・トラック) (※3) ⇒税率を60%軽減 (16) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t以上のバス・トラック) (※3) ⇒税率を60%軽減 (17) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t以上のバス・トラック) (※3) ⇒税率を60%軽減 (18) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t以上のバス・トラック) (※3) ⇒税率を60%軽減 (19) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5tを超え5t以下のバス・トラック) ⇒非課税 (20) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」又は☆☆☆☆ (※3) かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を75%軽減 | (21) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ガ」車又は☆☆☆☆ (※3) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を50%軽減 (22) 平成21年排「規制適合又は平成30年排」規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒非課税 (23) 平成21年排「規制適合又は平成30年排」規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を75%軽減 (24) 平成21年排「規制10%低減又は平成28年排」規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を50%軽減 (25) 平成21年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を75%軽減 (26) 平成21年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を50%軽減 (27) 平成21年排「規制10%低減又は平成28年排」規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒非課税 (28) 平成21年排「規制10%低減又は平成28年排」規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を50%軽減 (29) 平成21年排「規制10%低減又は平成28年排」規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 (車両総重量2.5t超5.5t以下のバス・トラック) ⇒税率を75%軽減 ※ ☆☆☆☆ 平成30年排「規制50%低減又は平成17年排」規制50%低減 ※2 ☆☆☆☆ 車(乗用車)及び「車両総重量2.5t以下のバス・トラック」に係る中古車特別について、平成27年度燃費基準+10%達成? (100%コスト削減) を満足していない自動車については、燃費基準値の達成を次のとおり読み替える。 ・令和2年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+110%達成 ・令和2年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+80%達成 ・令和2年度燃費基準+30%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+65%達成 ・令和2年度燃費基準+40%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+50%達成 ・平成27年度燃費基準+25%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+85%達成 ・平成27年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+78%達成 ・平成27年度燃費基準+15%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+72%達成 ・平成27年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+66%達成 ・平成27年度燃費基準+5%達成 ⇒ 平成22年度燃費基準+60%達成 ※3 ☆☆☆☆ 平成30年排「規制25%低減又は平成17年排」規制25%低減 |
| 軽油引取税 | | |
| 自動車税(種別割) ※令和元年3月30日 までは自動車税 | (税率) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた家用乗用車とキャンピング車については、税率引き下げ 家用乗用車 17以下 25,000円 17超1.5以下 30,500円 1.5超2.5以下 36,000円 2.5超3.5以下 43,500円 3.5超4.5以下 50,000円 4.5超5.5以下 57,000円 5.5超6.5以下 65,500円 6.5超7.5以下 75,500円 7.5超8.5以下 87,000円 8.5超 110,000円 キャンピング車 17以下 20,000円 17超1.5以下 24,400円 1.5超2.5以下 28,800円 2.5超3.5以下 34,800円 3.5超4.5以下 40,000円 4.5超5.5以下 45,000円 5.5超6.5以下 52,400円 6.5超7.5以下 60,400円 7.5超 69,600円 8.5超 86,000円 | (税率) グリーン化制度の改正 1 軽 課 令元年度及び令和2年度に初回新規登録した下記の自動車について、登録の翌年度に限り軽減 (1) 税率を概ね75%軽減 ・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排)「規制適合又は平成21年排」規制適合10%(以下低減) ・ハイブリッド車(乗用車) ・平成17年排「規制75%低減又は平成30年排」規制50%低減かつ令和2年度燃費基準+30%達成車 (2) 税率を概ね50%軽減 ・平成17年排「規制75%低減又は平成30年排」規制50%低減かつ令和2年度燃費基準+10%達成車 2 重 課 初回新規登録から上記の期間を経過する目的の属する年度以降、概ね15%直課の適用を2年延長 (1) 「ガ」車、LPG車(令和元年度：平成18年3月31日までに初回新規登録したもの、令和2年度：平成19年3月31日までに初回新規登録したもの) ⇒18年 (2) 「デ」車(令和元年度：平成20年3月31日までに初回新規登録したもの、令和2年度：平成21年3月31日までに登録したもの) ⇒18年 (注)「デ」(一般乗用車を除く。)及び「ガ」(軽自動車を除く。)については、税率は「概ね10%加重」のままで変動も (注2)電気自動車、天然ガス自動車、プラグ自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗用「デ」及び被けん引車は対象から除く。 |
| 自動車税(環境性能割) ※令和元年10月1日 から | (税率) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を1%軽減。(地方税法の改正(令和2年4月30日施行)により、臨時の軽減の適用期間を令和3年3月31日まで延長。) 【税率】 (01) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (02) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (03) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (04) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (規.3.31まで) (05) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成? 「ガ」車 ⇒非課税 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (規.3.31まで) (06) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (規.3.31まで) (07) 01～06に該当しないもの ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) (12) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (13) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (14) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (15) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成LPG車 ⇒非課税 (規.3.31まで) (16) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (規.3.31まで) (17) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成LPG車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (規.3.31まで) (18) 12～17に該当しないもの ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) | [2.5t以下のバス・トラック] (21) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+25%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (24) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (25) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (26) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (27) 26～23に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% [2.5t超3.5t以下のバス・トラック] (28) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (29) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (30) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (31) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準達成? 「ガ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (32) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (33) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (34) ☆☆☆☆ (※2) かつ平成27年度燃費基準達成? 「ガ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (35) 平成30年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ハ」車 ⇒非課税 (36) 平成30年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 ⇒非課税 |
| 自動車税(環境性能割) ※令和元年10月1日 から | (税率) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を1%軽減。(地方税法の改正(令和2年4月30日施行)により、臨時の軽減の適用期間を令和3年3月31日まで延長。) 【税率】 (01) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (02) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (03) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (04) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (規.3.31まで) (05) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成? 「ガ」車 ⇒非課税 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (規.3.31まで) (06) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (規.3.31まで) (07) 01～06に該当しないもの ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) (12) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (13) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (14) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (15) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成LPG車 ⇒非課税 (規.3.31まで) (16) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (規.3.31まで) (17) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成LPG車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (規.3.31まで) (18) 12～17に該当しないもの ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) | (37) 平成30年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (38) 平成30年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (39) 平成30年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成? 「ハ」車 ⇒非課税 (40) 平成30年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (41) 平成30年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (42) 28～41に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% [3.5t超のバス・トラック] (43) 平成28年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 ⇒非課税 (44) 平成28年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (45) 平成28年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (46) 平成28年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (47) 平成28年排「規制適合又は平成21年排」規制10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (48) 平成21年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ハ」車 ⇒非課税 (49) 平成30年排「規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成? 「ハ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% |
| 自動車税(環境性能割) ※令和元年10月1日 から | (税率) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を1%軽減。(地方税法の改正(令和2年4月30日施行)により、臨時の軽減の適用期間を令和3年3月31日まで延長。) 【税率】 (01) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (02) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (03) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (04) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (規.3.31まで) (05) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成? 「ガ」車 ⇒非課税 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (規.3.31まで) (06) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成? 「ガ」車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (規.3.31まで) (07) 01～06に該当しないもの ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) (12) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+40%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (13) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+30%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (14) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+20%達成? 「ガ」車 ⇒非課税 (15) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準+10%達成LPG車 ⇒非課税 (規.3.31まで) (16) ☆☆☆☆ (※1) かつ令和2年度燃費基準達成LPG車 ⇒自家用:1%、営業用:0.5% (規.3.31まで) (17) ☆☆☆☆ (※1) かつ平成27年度燃費基準+10%達成LPG車 ⇒自家用:2%、営業用:1% (規.3.31まで) (18) 12～17に該当しないもの ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) | (50) 43～49に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% 【その他の自動車】 (51) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排)「規制適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排」規制50%低減 ⇒非課税 (52) プラグインハイブリッド自動車 ⇒非課税 (53) ハイブリッド車(平成30年排)「規制適合又は平成21年排」規制適合 ⇒自家用:2%、営業用:1% (54) 01～07、12～18、23～53に該当しない乗用車 ⇒自家用:2%、営業用:2% (規.3.31まで) (56) 07、12～18、23～54に該当しないもの ⇒自家用:3%、営業用:2% ※ ☆☆☆☆ 平成30年排「規制50%低減又は平成17年排」規制50%低減達成車 ※ ☆☆☆☆ 平成30年排「規制25%低減又は平成17年排」規制50%低減達成車 |

| 区 分 | 令和元年度 | | |
|------------------------------------|---|---|--|
| 自動車取得税 ※令和元年9月30日 廃止 | <p>3 ホイール・ASV特例（初回新規登録時の課税標準の特例（元4.1～元9.30））</p> <p>(1)ノックアウト ⇒ 取得価額から1,000万円控除</p> <p>(2)17付付き（乗車定員30人以上） ⇒ 取得価額から650万円控除</p> <p>(3)17付付き（乗車定員未定） ⇒ 取得価額から200万円控除</p> <p>(4)ミニ・オフロード ⇒ 取得価額から100万円控除</p> <p>(5)ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から350万円控除</p> <p>(6)ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から350万円控除</p> <p>(7)ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両又は車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から350万円控除</p> <p>(8)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から175万円控除</p> <p>(9)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量20t超22t以下の17付） ⇒ 取得価額から175万円控除</p> <p>(10)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除</p> <p>(11)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除</p> <p>(12)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量12t超かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除</p> <p>(13)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(14)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(15)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(16)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(17)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(18)ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(19)ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> <p>(20)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> | <p>(21)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量8t超20t以下の17付） ⇒ 取得価額から350万円控除</p> <p>(22)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除</p> | |
| 軽油引取税 | | | |
| 自動車税（種別割） ※令和元年9月30日 までは自動車税 | | | |
| 自動車税（環境性能割） ※令和元年10月1日 から | <p>ホイール・ASV特例（初回新規登録時の課税標準の特例）</p> <p>(01)ノックアウト ⇒ 取得価額から1,000万円控除</p> <p>(02)17付付き（乗車定員30人以上） ⇒ 取得価額から650万円控除</p> <p>(03)17付付き（乗車定員未定） ⇒ 取得価額から200万円控除</p> <p>(04)ミニ・オフロード ⇒ 取得価額から100万円控除</p> <p>(05)ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から350万円控除</p> <p>(06)ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から350万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(07)ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から350万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(08)ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から350万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(09)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(10)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量20t超22t以下の17付） ⇒ 取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(11)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(12)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(13)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量12t超かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(14)ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量12t超かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から175万円控除（R1.10.31まで）</p> | <p>(15)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(16)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(17)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(18)ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(19)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(20)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.11.15から）</p> <p>(21)ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(22)ASV（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(23)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> | <p>(24)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量3.5t超8t以下の17付） ⇒ 取得価額から350万円控除（R1.11.15から）</p> <p>(25)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置搭載車両及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超20t以下の17付） ⇒ 取得価額から350万円控除</p> <p>(26)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置搭載車両及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から525万円控除（R1.10.31まで）</p> <p>(27)ASV（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置搭載車両及び車線逸脱警報装置搭載車両）（車両総重量5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のない乗用車・バス） ⇒ 取得価額から350万円控除（R1.11.15から）</p> |

| 区 分 | 昭和25年度 | 昭和27年度 | 昭和28年度 | 昭和29年度 | 昭和30年度 | 昭和32年度 | 昭和33年度 | 昭和34年度 | 昭和36年度 | 昭和37年度 | 昭和38年度 | 昭和40年度 |
|--------------------------------------|---|--|---|--|--|--------|---|---|---|--------|--|--|
| 釧 区 税 | (税率) 試掘千坪ごと 30円 採掘千坪又は 1町ごと 60円 砂鉱千坪又は 1町ごと 30円 | | | | | | | (税率) 試掘100aごと 90円 採掘100aごと 180円 砂鉱100aごと 90円 1 km ² ごと 270円 | | | | (税率) 砂鉱 100aごと 90円 |
| 固 定 資 産 税 | | | | | (創設) (税率) 1.4% | | | | | | | |
| 特別地方消費税 〔料理飲食等 消費税〕 (遊興飲食税) | (税率) 芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20% | (税率) カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (免税点) 大衆食堂等 1人1回100円以下 1品価格50円以下 | (税率) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円 | (税率) 芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券 食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給額取証制度の採用 | (税率) 芸者等の花代・カ フェー・バー等 15% 宿泊及び上記 以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 | | | 名称を料理飲食 等消費税に変更 した。 (免税点) 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1日 1,000円以下 | (税率) ①1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% ②旅館における宿泊 の料金 (1泊につき2食ま での料金を含む) 10% (旅館における 基礎控除) 800円 | | | |
| 狩 猟 税 | (税率) 3,600円 | (税率) 2,400円 | (税率) 狩猟を業と する者 1,800円 その他の者 3,600円 | (税率) 前年分の所得税 の納付義務のない 者又は自家労働 力農家 1,800円 その他の者 3,600円 | | | (税率) 甲種・乙種免許 3,600円 上記のうち前年 分の所得控除失 格者及び自家労働 力農家 1,800円 丙種免許 900円 | | | | (税率) 甲種・乙種免許 1,500円 上記のうち所得 割の納付を要し ない者 700円 丙種免許 450円 | |
| 入 猟 税 | | | | | | | | | | | (創設) (税率) 甲種・乙種免許 1,000円 丙種免許 350円 | |
| 督 促 手 数 料 | 1件 10円 | | | 1件 20円 | | | | | | | | 38.10.1以降に 督促状を発送した ものについては、 徴収しない。 |
| 延 滞 金 | 日掛 8銭 (25.6.1) | 4銭 | | | 3銭 (30.8.1) | | | | | | | 4銭 (督促状を発送した 日から起算して 10日を経過した 日以前の期間 2銭) (38.10.1) |
| 延 滞 加 算 金 | 4銭 | | | | 3銭 | | | | | | | 廃止 (38.10.1) |

| 区 分 | 平成20年度 | 平成25年度 | 平成27年度 |
|--|---|---|---|
| 藍 区 税 | | | |
| 固定資産税 | | | |
| 特別地方消費税 料理飲食等 消費税 〔遊興飲食税〕 | | | |
| 狩 猟 税 昭和37年度まで 狩猟者税 昭和53年度まで 狩猟免許税 平成15年度まで 狩猟者登録税 | <p>(税率)</p> <p>1 第1種銃猟免許 16,500円 県民税所得割を納めなくてもよい人 11,000円</p> <p>2 網・おな猟免許 8,200円 県民税所得割を納めなくてもよい人 5,500円</p> <p>3 第2種銃猟免許 5,500円</p> <p>※対象鳥獣捕獲員の場合は、各適用税率の1/2</p> | | <p>(税率)</p> <p>1 第1種銃猟免許 16,500円 (8,200円) 県民税所得割を納めなくてもよい人 11,000円 (5,500円)</p> <p>2 網・おな猟免許 8,200円 (4,100円) 県民税所得割を納めなくてもよい人 5,500円 (2,700円)</p> <p>3 第2種銃猟免許 5,500円 (2,700円)</p> <p>※()内は許可捕獲者に係る特例税率。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩猟者登録を受ける場合及び対象鳥獣捕獲員の場合は、課税免除。</p> |
| 人 紙 税 | | | |
| 督促手数料 | | | |
| 延 滞 金 | | <p>26.1.1以降は、年7.3%の割合にあたる部分が「7.3パーセント」と「当該年の特例基準割合に年1パーセントを加算した割合」のいずれか低い割合。</p> <p>年14.6%の割合にあたる部分が「年14.6パーセント」と「当該年の特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合」のいずれか低い割合となった。</p> <p>※特例基準割合 各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。</p> | |
| 延滞加算金 | | | |